

# 柏崎市福祉保健部健康推進課 非常勤職員（精神保健相談員）募集要項

令和4年（2022年）6月

柏崎市福祉保健部健康推進課

次のとおり柏崎市福祉保健部健康推進課に勤務する非常勤職員を募集します。

## 1 募集職種、採用予定数、職務・服务内容、応募資格

名称・身分	採用予定数	職務・服务内容	応募資格
非常勤職員 （精神保健 相談員）	1名	職務： （1）精神保健相談業務 （2）その他課内の事務補助 及び課長が必要と認める 業務  職務内容： 正規職員に準ずる	普通自動車免許を有し、次のいずれかの資格、経験を有する方 （1）精神保健福祉士の資格を有する方 （2）看護師又は保健師の資格を有する方 （3）職務に当たり必要な学識、経験、資格等を有する方（社会福祉士等） ※パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人

## 2 任用期間、勤務時間、報酬等

### (1) 勤務場所

柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館：柏崎市栄町18番26号）

### (2) 任用期間

任用開始日から令和5年（2023年）3月31日まで

（ただし、期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ業務上必要がある場合は、再度任用されることがあります。）

### (3) 勤務日

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）

### (4) 勤務時間

午前8時30分から午後4時30分まで（休憩時間：正午～午後1時の60分）

※時差出勤を命じる場合があります。

### (5) 報酬

①精神保健福祉士：月額260,400円（応募資格(1)に該当）

②看護師、保健師等：月額204,000円（応募資格(2)、(3)に該当）

・報酬は、勤務した翌月の21日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日）に支給します。

・勤務時間外に勤務した場合は、時間外割増報酬を支給します。

### (6) 期末手当

6月と12月に支給します。ただし、任用期間が6か月未満の場合は支給されません。

### (7) 通勤に係る費用弁償

通勤距離が片道2km以上で、自動車又は自転車で通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給します。

・支給額は通勤距離により異なり、2km以上4km未満の場合は2,900円、4km以上6km未満の場合は4,000円など、距離に応じて増額します。

### (8) 休暇

年次有給休暇は、任用期間に応じて付与されます。

(9) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

(10) 禁止事項

非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- ・ 職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・ 政治的団体に関与して一定の行為をすること
- ・ 許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
- ・ 許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に携わること 等

### 3 応募方法

履歴書（柏崎市指定のもの）に必要事項を記入し、資格証（写し）とハローワークの紹介状とともに、持参または郵送で柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館内）に提出してください（郵送の場合必着）。

※応募書類に不備があるものは、受け付けできません。

※応募書類は、お返しできません。

### 4 試験日時

面接日時は、別途、電話で連絡いたします。

### 5 試験会場

柏崎市元気館（栄町18番26号）

### 6 選考方法

- ・ 面接試験（1人15分程度）
- ・ 選考結果は、面接日から5日以内に郵送でお知らせします。

### 7 申込受付及び試験会場



募集について不明な点は、以下にお問い合わせください。

柏崎市福祉保健部 健康推進課地域保健係（担当：竹内・小池）

〒945-0061 柏崎市栄町18番26号

電話：0257（20）4214 FAX：0257（22）1077